防衛装備庁

SBIR公募説明会
制度説明資料

令和８年１０月６日

防衛装備庁　技術戦略部　技術戦略課

オープン・イノベーション推進室

目次

防衛装備庁

1.防衛省版SBIR制度の概要について

2.令和８年度防衛省版SBIR制度トピックについて

3.応募前にご理解いただきたい防衛省版ＳＢＩＲ制度のポイント

防衛省版SBIR制度の概要について

防衛装備庁

スタートアップ（SU）活用の必要性

◆防衛省として、先端技術を取り込むことが必須であり、喫緊の課題
◆先端技術を取り込む際、複数のSUを競わせることで真に有用な技術・優れたスタートアップを発掘・育成するためにはSBIR制度が有効　※SBIR（Small/Startup Business Innovation Research）
◆SU活用は喫緊の課題のため令和８年度から実行上の取組を開始

SBIR制度の特徴（内閣府ガイドライン）

◆複数企業と同時契約し、技術の概念実証から量産化に移行するまでのフェーズを多段階選抜方式で審査
◆公正性の観点から、審査委員として外部有識者が参画することが必要
◆ステージゲート審査を経てフェーズが進むと事業規模が大きくなるため、優良な企業を選別して多くの資金を提供することが可能

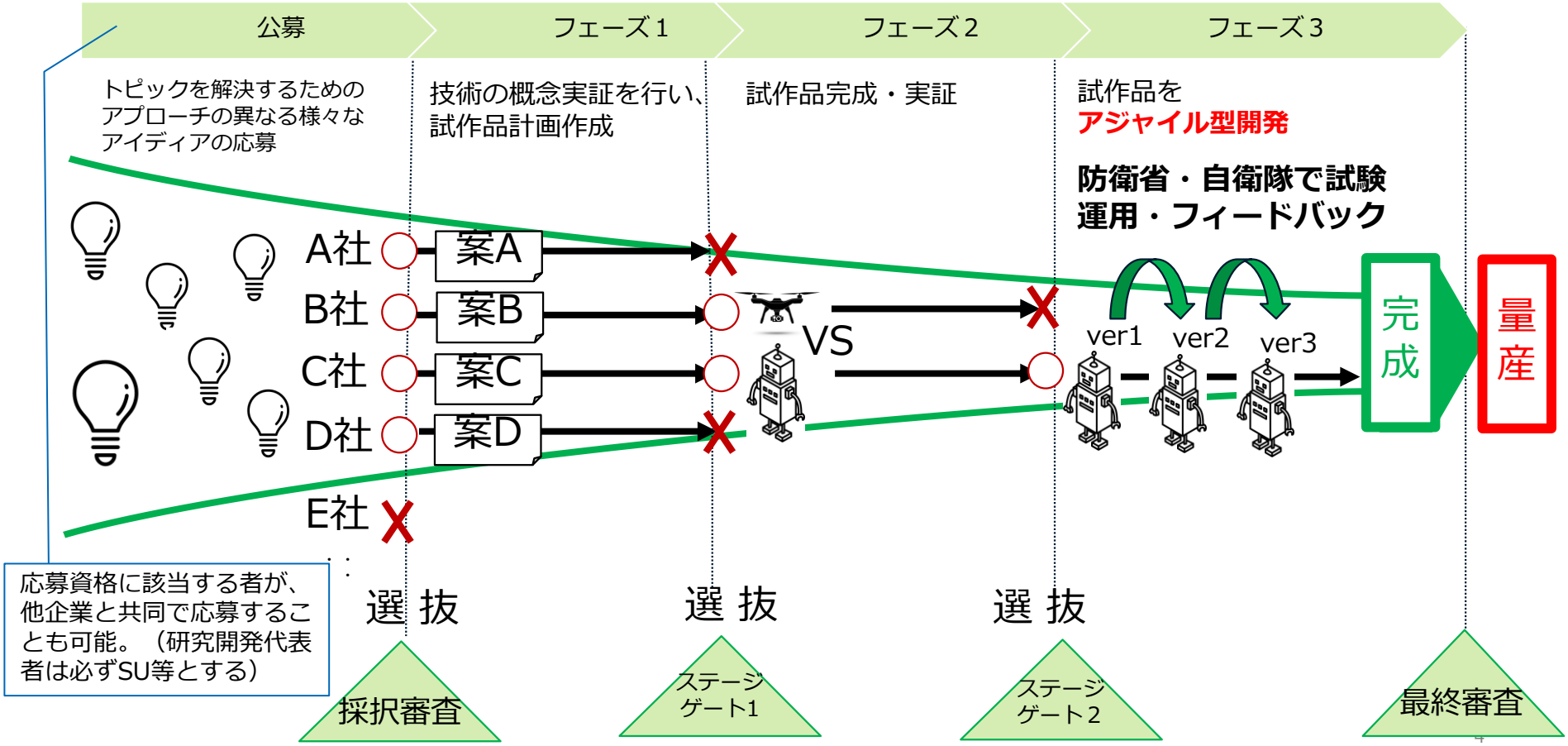
SBIR制度の特徴（防衛省での制度設計）

◆委託費で実施し、必要な経費を概算払いで支払うことが可能
◆フェーズ３では、自衛隊の部隊が試験運用・評価し、SUが改善を行うアジャイル型開発を行う。これにより、フェーズ３終了時点で装備品として完成度の高いものを開発する。
◆最終審査に合格し、装備品として採用し得る性能を備え、かつ量産を実現できると認められる場合には、予算の範囲内で必要な数量の取得に努めるものとする。

防衛省版SBIR制度の概要について

防衛装備庁

防衛省版SBIR制度（イメージ図）



【陸上自衛隊】

①国内製造の部品・構成品を活用した対処用小型UAVシステム

艦艇や車両などの多様な目標に対し、**低コストで攻撃可能な能力を実現**する**大量生産可能な小型UAVシステム**を開発する。**システムの構成部品を最大限国産**とすることで、安定的な調達と迅速な改修・維持整備を支える**国内生産基盤の確立**を目指す。

②国内製造の部品・構成品を活用した迎撃用UAVシステム

自爆型中型UAV（シャヘド等）の攻撃に対処可能な**迎撃用UAVシステムを国産開発**する。**陸上自衛隊の既存の対空システム等と連接し、自律的な対処を行う**ことで、複数の自爆型中型UAVによる**同時攻撃への対処能力向上**を目指す。

③極小型の情報収集システム

極小型の情報収集プラットフォームを活用し、狭い空間、危険な環境においても**長時間・継続的に情報収集可能なシステム**を開発する。隊員のリスク低減と情報収集能力の向上、災害時の捜索活動への活用を目指す。

【海上自衛隊】

④国内製造の部品・構成品を活用した水上艦対処用小型UAVシステム

百数十km以上を飛行し、艦艇等の目標へ**低コストでの攻撃を可能**とする**大量生産可能な小型UAVシステム**を開発する。**システムの構成部品を最大限国産**とすることで、安定的な調達と迅速な改修・維持整備を支える**国内生産基盤の確立**を目指す。

⑤複数ＵＡＶによる洋上警戒監視の運用を最適化するＡＩシステム

官側が別途整備する警戒監視用ＵＡＶに搭載し、**通信が制限又は途絶した環境においても**、**複数ＵＡＶによる警戒監視任務を自律的に継続・最適化**する**エッジ型ＡＩ及びユーザーインターフェース**を開発する。

AIによる監視対象の検知・優先順位付けや複数ＵＡＶへの効率的な任務及び飛行経路の割り当てにより、警戒監視業務の見直し・効率化と監視要員等の負担軽減を目指す。

【航空自衛隊】

⑥補給倉庫運用最適化支援システムの開発

手作業に依存した古い補給倉庫の業務を改善するため、補給倉庫内の状況をリアルタイムで把握するための**カメラ・センサー等のハードウェア**と、業務の効率化及び省人化に資する改善案を提示できる**ソフトウェア**を開発する。保管状況、出納状況及び作業状況を可視化・分析し、補給倉庫業務の効率化及び省人化を目指す。

⑦航空機騒音ノイズキャンセリング装置等の開発

航空機騒音を低減し勤務環境を改善するためのノイズキャンセリング装置等を開発する。航空機騒音を低減することで、会話等の隊員の業務への影響を軽減し、執務室等における勤務環境の改善を目指す。

応募前にご理解いただきたい防衛省版ＳＢＩＲ制度のポイント

防衛装備庁

01　要求機能・性能の変更

02　フェーズの省略・延長・中止の扱い

03　量産への見通しは、どこまで具体化するべきか

①　要求機能・性能の変更

防衛装備庁

要求機能・性能は段階的に具体化します

01　公募・フェーズ１

公募時のトピックに示す要求機能・性能を踏まえ、
技術的な実現可能性や有効な解決方法を検討します。

02　フェーズ２

試作・実証に必要な要求機能・性能を具体化します。

03　フェーズ３

部隊等による試験運用、フィードバック及び改善を繰り返し「装備品として必要な要求機能・性能」の達成を目指します。



●各幕僚長等は、ＳＧ１又はＳＧ２の結果を踏まえ、要求機能・性能を修正することができます。この場合において、**フェーズ２における試作品の要求機能・性能についてはフェーズ２開始前まで**に、**フェーズ３における試作品の要求機能・性能についてはフェーズ３開始前まで**に、修正します。

●各幕僚長等は、**アジャイル型開発を通じてフェーズ３開始前に設定した要求機能・性能を修正**することができます。

●**最終審査までに、「装備品として必要な要求機能・性能」を定め**、アジャイル型開発の結果得られた成果物と装備品として必要な要求機能・性能を比較します。

②　フェーズの省略・延長・中止の扱い　（省略）

防衛装備庁

フェーズ２の省略

01　**防衛省版SBIR制度において省略できるのは、フェーズ２のみです。**

02　同一のトピックについてＳＧ１に合格した全てのスタートアップ等が、
試作・実証を完了しており、フェーズ２の省略申請書を提出している場合に、
省略審査を行います。

03　審査においてフェーズ２の省略が適当であると認められた場合に、
当該トピックにおけるフェーズ２省略を決定します。

② フェーズの省略・延長・中止の扱い （延長）

防衛装備庁

フェーズの延長

01 **延長の対象は、フェーズ２及びフェーズ３のみです。**

02 同一のトピックについて研究開発を行う全てのスタートアップ等が、フェーズ２又はフェーズ３の延長を希望する場合には、当該スタートアップ等からプロジェクト中間報告書を提出し、下記審査項目に基づき審査を行います。

段階	審査項目
フェーズ２	1　中間報告書に基づき、延長期間内にトピックの解決が可能と見込まれる機能・性能を有する試作品を完成させ、フェーズ３に移行できる見込みがあること。 2　中間報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されていること。 ⑴　研究開発の成果 ⑵　知的財産権の申請状況 ⑶　延長を希望する理由 ⑷　研究開発の今後の予定
フェーズ３	1　中間報告書に基づき、延長期間内に当該成果物が装備品等として採用できる機能・性能を備え、量産に移行できる見込みがあること。 2　中間報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されていること。 ⑴　研究開発の成果 ⑵　知的財産権の申請状況 ⑶　延長を希望する理由 ⑷　研究開発の今後の予定

03 審査委員会においてフェーズの延長が妥当であると認められた場合は、フェーズの延長及び延長期間を決定し、契約の変更を行います。

②　フェーズの省略・延長・中止の扱い　（中止）

防衛装備庁

中止

01　**ステージゲート審査１・ステージゲート審査２において、審査に合格する企業がいない場合、当該トピックは終了します。**

02　**不正使用、不正行為、事実と異なる応募書類の提出等が確認された場合には、採択取消し等の対象**となることがあります。

03　中止又は取消しとなった場合も、それまでに使用した委託費の精算や成果物・知的財産・管理対象物品等に関する契約上の手続が必要となる場合があります。

④　量産への見通しは、どこまで具体化するべきか

防衛装備庁

01　フェーズ1	02　フェーズ2	03　フェーズ3
●量産体制・量産単価（見込み）	●量産単価（見込み） ●量産の計画 ●量産に必要な生産設備	●量産単価 ●生産施設、生産設備 ●生産能力 ●量産納期（初ロット出荷時期）

(装備品等の取得)

●トピックに係る成果を活用する各自衛隊等は、最終審査において、最も優れた評価を得て量産が妥当と認められたプロジェクトの成果物について、**必要に応じ装備品等を部隊の使用に供する場合の手続を行い、予算の範囲内で必要数量の取得に努めます**。

●プロジェクトの成果を活用する各自衛隊等は、フェーズ３開始後、内部部局整備計画局長と調整の上、取得数量の見込みと取得予定時期について検討し、装備品等の取得に必要な予算について要求します。